

〔資料1〕大日本帝国憲法（1889年）から抜粋

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第八条 天皇ハ……緊急ノ必要ニ由リ……法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス……

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス……

〔資料2〕「軍人勅諭」（1882年）から抜粋

「我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」「朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ」

「一 軍人は忠節を尽すを本分とすへし……一途に己か本分の忠節を守り義は山岳よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ」

「二 軍人は礼儀を正くすへし……下級のものは上官の命を承ること実は直に朕か命を承る義なりと心得よ」

〔資料3〕「教育勅語」（1890）・全文

「朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月二十日

御名 御璽

1868	明治維新
1874	台湾出兵(初めての海外派兵)
1875	江華島事件
1876	日朝修好条規(江華島条約・対朝鮮不平等条約)
1889	大日本帝国憲法発布
1894～5	日清戦争(台湾・澎湖列島の植民地化、遼東半島の割譲)
1894	東学農民革命への鎮圧戦争
1894～5	朝鮮王宮占領、閔妃殺害事件
1895～	台湾植民地戦争(～1915)
1900	義和団運動鎮圧の干渉戦争
1902	日英同盟
1904～5	日露戦争(韓国への支配権、南樺太の割譲、中国東北部の一部地域の権益)
1904	第一次日韓協約(財政、外交を事実上掌握)
1905	第二次日韓協約(韓国保護条約、外交権を奪取、韓国統監府を設置)
1907	第三次日韓協約(内政の全権掌握)
1906～11	反日義兵闘争への鎮圧戦争
1910	韓国併合条約(韓国・朝鮮の植民地化)
1914～8	第一次世界大戦に参戦、ドイツに宣戦布告
	日本軍・山東半島上陸・青島占領
1915	「対華21カ条要求」
1918～22	ロシア革命への干渉戦争(シベリア出兵)
1919	関東州(旅順)に「関東軍」設置
1927～8	山東出兵
1931	「満州事変」(柳条湖事件)、関東軍が「満州」占領(15年戦争の開始)
1932	「満州国」の「建国」宣言
1933	国際連盟からの脱退(侵略戦争のための初の脱退国)
1936	日独防共同盟
1937	盧溝橋事件、対中国全面侵略戦争の開始
1939	ドイツがポーランドに侵攻し、イギリス・フランスがドイツに宣戦布告して、第二次世界大戦の開始
1940	日独伊三国軍事同盟
1940・9	北部仏印(フランス領インドシナ)進駐
1941・7	南部仏印(フランス領インドシナ)進駐
1941・12	真珠湾攻撃と東南アジア侵攻、アジア・太平洋戦争の開始
1945	ポツダム宣言の受諾

〔資料5〕朝鮮半島に対する植民地支配の歴史

「韓国併合」(1910)

- ・ 大韓帝国は滅亡し、朝鮮半島は「朝鮮」と呼ばれる日本帝国の一地方とされた。
- ・ 朝鮮総督府が置かれ、本格的な植民地支配が開始された。

憲兵警察統治(武断統治)——1910年から1919年まで

- ・ 朝鮮総督は、日本の天皇に直属し、朝鮮における絶対的支配権をもった。大日本帝国憲法すら朝鮮半島には適用されなかった。
- ・ 朝鮮半島の至るところに憲兵分隊派遣所と警察官の派出所が設置され、抗日運動鎮圧にあたった。憲兵は、治安から、戸籍事務、日本語普及、伝染病予防、降雨量測定、墓地取締りまできわめて広範な分野の仕事を担当した。
- ・ 憲兵警察は、裁判なしに、朝鮮人を処罰する権限を与えられた。朝鮮人を鞭でたたき「答刑」を加えることができた。

- ・ 1919年3月1日、朝鮮人たちは、いっせいに「独立万歳」をさけんで立ちあがった(「3・1運動」)。日本は、きびしい弾圧をもつてのぞみ、虐殺、逮捕、拷問をほしいままにした。しかし、この運動は、日本の圧政に抵抗する歴史的独立運動として、大きな影響を与えた。

「文化政治」——1919年から1931年まで

- ・ 新たに赴任した斉藤美総督は、「文化政治」の実施を宣言した。憲兵警察制度は廃止されたが、普通警察を3倍以上に強化し、植民地支配をより強化した。「治安維持法」を適用して、独立勢力への弾圧を強めた。
- ・ 日本は、新しい親日勢力を養成し、植民地統治に利用するとともに、独立運動を分裂させるという政策をすすめた。

「植民地ファッショ体制」——1931年から1945年まで

- ・ 日本の中国侵略戦争開始とともに、欺瞞的な「文化政治」も終わり、むきだし軍事的な警察力による、徹底的な思想統制、国民生活全般の統制が始まった。
- ・ 侵略戦争が中国全面侵略に拡大されると、日本は、「内鮮一体」を強調し、朝鮮民族の「皇国臣民化」政策——民族の抹殺政策を開始した。「私共ハ、大日本帝国ノ臣民デアリマス」「私共ハ、カラ合セテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス」などを内容とする「皇国臣民の誓詞」を作り、斉唱させた。
- ・ 日本語教育を強化し続け、日本語を「国語」と呼ぶようにし、1938年には朝鮮語教育は完全に廃止された。朝鮮人の姓名を日本式に変える「創氏改名」を強要し、約80%の朝鮮人が応じざるを得なかった。

- ・ 中国侵略戦争への人的動員として「陸軍特別志願兵令」制度(1938年)、「学徒志願兵」制度(1943年)、徴兵制度(1944年)が強行された。
- ・ 朝鮮人の強制徴用、勤労動員、軍人相手の「従軍慰安婦」の強要などをおこなった。

(姜萬吉『韓国現代史』などから作成)